

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年9月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000140号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000085号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月頃から平成元年5月頃まで

請求期間について、B県C市にあったA社に学習塾の講師として勤務したため、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主の回答及び陳述により、請求者が同社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することができない。

また、A社は、オンライン記録において、昭和63年6月15日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間のうち同日よりも前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、A社の元事業主は、請求者について、同社では非正規社員として勤務し、本人の意向もあり、厚生年金保険に加入しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答及び陳述している。

加えて、D労働局は、請求者について、A社における雇用保険の被保険者記録は確認できない旨回答している上、オンライン記録によると、請求期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年6月15日から請求期間の終期(平成元年5月頃)までの期間において、同社の厚生年金保険被保険者の中に請求者の氏名は見当たらず、被保険者の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者記録が欠落したことはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000012号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000024号

第1 結論

昭和42年*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年*月から昭和52年3月まで

私が20歳になった頃に、A市役所から国民年金の加入手続の必要がある旨の連絡があったので、昭和42年11月頃に夫と一緒に同市役所に出向いて、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、昭和42年*月分から昭和51年3月分までは自宅に来訪したA市役所の集金人に、同年4月分から昭和52年3月分まではA市役所から送付された納付書に現金を添えて、最寄りの銀行でいずれの期間の保険料も毎月納付した。

しかし、年金記録を見ると、請求期間が保険料未納期間となっており、当該期間に係る国民年金保険料を納付したときに交付された領収書は紛失してしまったが、確かに納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和52年9月30日に夫婦連番で払い出されており、当該記号番号の前後の被保険者記録から、請求者の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和42年*月*日と記録されており、前述の加入手続時期(昭和52年8月頃)において、請求者が20歳に到達する日に遡って被保険者資格の取得処理が行われたものと考えられるところ、当該加入手続時点において、請求期間のうち大部分の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、請求者は、請求期間の国民年金保険料を現年度に毎月納付していた旨陳述しており、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりA市で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000003号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000086号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月24日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成21年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月

年金事務所からA社の賞与に係る照会文書が届き、請求期間の賞与記録がないことが分かった。請求期間に係る賞与明細書を提出するので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者及び同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支給日については、同僚の標準賞与額の記録から平成21年12月24日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の請求期間に係る賞与支払の届出及び厚生年金保険料納付については不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900760号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000087号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年1月16日から平成6年10月16日まで
② 平成8年3月16日から平成11年2月16日まで

平成2年12月にA社を一旦退職したが、平成4年1月16日には同社に再就職し、平成18年まで継続して勤務した。しかし、同社における厚生年金保険被保険者期間が短く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は平成4年の年明け頃にA社に再就職し、その後、平成18年に退職するまで同社に勤務した旨主張しているところ、請求者から提出された預金通帳(写し)には、請求期間②のうち平成8年9月以降の期間において、月末又は月初の定期的な振込記録があり、そのうち平成10年8月31日の振込記録については、「A社(カナ)」の記載が確認できる。

しかしながら、B社は請求者が再就職した時期など具体的な勤務期間が確認できる資料を保管していないと回答している上、A社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会し複数の者から回答を得たところ、請求者を記憶しているとする元同僚の一人は、請求者が家庭の事情で退職したことがあったが2年ほどで復帰した旨回答しているものの、再就職の時期を具体的に記憶しておらず、そのほかの元同僚からも、請求者の同社における勤務期間を特定することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者のA社における資格再取得年月日は平成6年10月16日、離職年月日は平成8年3月15日であり、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している上、請求者に係る雇用保険受給資格者証(写し)には、当該離職後の平成8年4月10日に求職の申込みが行われ、請求期間②と重複する同年4月17日から同年7月15日までの期間について、雇用保険の基本手当が支給された旨が記載されている。

さらに、B社は、請求期間①及び②当時の健康保険に係る取得日及び喪失日の一覧表(写し)を提出した上で、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入状況等について、「平成6年10月16日の取得及び平成8年3月16日の喪失、並びに平成11年2月16日の取得で間違いないと思われる。また、被保険者資格を取得していないので請求期間①及び②に係る厚生年金保険料は控除していないはずである。」旨回答している。

加えて、請求期間①及び②当時のA社における厚生年金保険加入の取扱いについて、前述の同僚照会に回答のあった者のうち複数の者が、従業員の希望により加入の選択ができたと回答

していることから、同社では、請求期間①及び②当時、必ずしも全ての従業員及びその勤務していた期間について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえるところ、C市から提出された国民健康保険の加入記録により、請求者は請求期間②において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。